

1 次募集

【2023 年度】がんばる中小企業の皆様へ

さぬき市中小企業等振興支援事業補助金のご案内

さぬき市では、市内のがんばる中小企業・小規模企業者の皆様に支援します。
企業活動に伴う各種事業に対し、その経費の一部を補助します。

受付期間

令和 5 年 4 月 17 日から令和 5 年 4 月 28 日まで

※ 予算がなくなり次第終了します。

対 象 者

さぬき市内の中小企業及び小規模企業者

補助事業

特産品開発・改良／デザイン等活用／知的財産権取得／展示会・
商談会出展／IT 等活用／自社 PR ツール作成／創業／新規事業
広告宣伝／人材育成／経営革新

補 助 率

補助対象事業費の 3 分の 2 以内

補助金額

裏面参照（各事業により上限額が異なります。）

申込方法

交付申請書(市 HP よりダウンロード)に必要事項を記入の上、添付書類と
合わせて下記の提出先まで提出してください。

※ 申請時の押印は不要です。

※ 必ず、事業着手前に提出してください。

※ 交付決定前の事業着手は対象外となります。

※ 同一年度に複数回申請することはできません。

※ 提出は、郵送又は持参可としますが、書類に不備がある場合は、申請を受理できない場合がありますので、ご注意ください。



★ 詳しくは、「さぬき市中小企業等振興支援事業補助金手引き」でご確認いただくか、
下記問合せ先までご連絡ください。

■ 問合せ・提出先

さぬき市建設経済部商工観光課（〒769-2195 さぬき市志度 5385 番地 8）

(TEL) 087-894-1114 (FAX) 087-894-3444 (E-mail) syokokanko@city.sanuki.lg.jp

(HP) https://www.city.sanuki.kagawa.jp/life/agriculture/cyusyo_hojyokin

さぬき市中小企業等振興支援事業補助金 補助対象事業一覧

補助対象事業			補助対象経費	補助 限度額
No.	区分	内容		
1	特産品開発・改良	県内又は市内の地域資源を活用した特産品の新規開発、既存商品の改良など	専門家謝金、出張旅費、試作品作成に係る原材料費、機械装置リース料、委託費、印刷製本費、マーケティング調査費、広告宣伝費など	30万円
2	デザイン等活用	デザインの開発・改良等による、商品力向上、自社ブランドの構築など	専門家謝金、出張旅費、委託費、印刷製本費など	20万円
3	知的財産権取得	特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の取得に係る出願など	出願に要する経費	10万円
4	展示会・商談会出展	販路開拓を目的とした市外で開催される展示会・商談会への出展(販売が主目的のものを除く。)	出展経費、出張旅費、運搬費など	県内 5万円 県外(国外) 15万円
5	IT等活用	自社ホームページ等の作成又は変更、インターネットショップへの出店、開設、キャッシュレス決済端末の導入など	委託費、作成ソフト・マニュアル購入費、プロバイダー契約料、サーバー契約料、新規回線加入料、独自ドメイン取得料、インターネットショップ入会金など	20万円
6	自社PRツール作成	自社PRを目的とした会社案内、カタログ、パンフレット、看板、動画等の作成など(一時的又は簡易的なものを除く。)	PRツール作成に要するデザイン・動画制作委託費、印刷製本費など	10万円
7	創業	創業後1年以内における販路開拓に要する広告宣伝	広告宣伝費、出張旅費など	30万円
8	新規事業広告宣伝	新製品等のPR、新規事業に係る販路開拓に要する広告宣伝など(販売・事業開始後3年以内のものに限る。)	広告宣伝費、出張旅費など	20万円
9	人材育成	業務に関連する研修受講、資格新規取得など(普通自動車運転免許又は資格の更新を除く。)	受講料、講師謝金、受験料、出張旅費など	15万円
10	経営革新	経営革新に必要と認められる専門家の招へい、事業承継、SDGsに係る取組、6次産業化の取組、DX推進、BCPの策定など(専門家の支援を受けて行う事業に限る。)	専門家謝金、研究経費(試作品製作に係る原材料費、機械装置リース料を含む。)、ソフトウェア購入費、委託費、出張旅費など	30万円

★ 全ての事業において、補助率は、補助対象経費(税抜)の2/3以内(千円未満切捨)とする。

★ 申請は、同一年度内において1事業者につき1回限りとする。